件 名

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について

提案理由

埼玉県教育局組織規則の改正等に伴い、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決 裁に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概要

1 現行訓令の内容

埼玉県教育委員会の権限に属する事務について、教育委員会の会議の議決により 決裁しなければならない事項、教育長又は職員の専決することができる事項を定め るもの

- 2 改正の内容
 - (1) 本局の参事及び高校改革統括監の設置に伴う規定の整備
 - (2) 教育公務員特例法の改正に伴い、共通の決裁事項・専決事項に「公立学校の校長及び教員の研修等を行うこと。」を新たに規定(別表第1関係)。

- (3) 定年引上げに伴う規定の整備(別表第2関係)
- (4) その他規定の整備
- 3 施行期日 令和5年4月1日

改正案

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

第一条~第四条 (略)

(副教育長、部長、副部長等の専決事項)

第五条 副教育長<u>及び本局の参事</u>の専決することができる事項は、教育長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 (略)

3 <u>高校改革統括監、副部長及び部の参事</u>の専決することができる事項 は、部長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定 した事項とする。

(課長の専決事項)

第六条 課長(副参事を含む。以下<u>第八条、第十条及び第十二条において</u>同じ。)の専決することができる事項は、教育委員会の権限に属する事務(規則第二条第一項の規定により教育長に委任した事務を除く。)のうち、第三条の規定により教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、第四条の規定により教育長の専決することができる事項、前条第二項の規定により部長の専決することができる事項並びに次条の規定により教育事務所及び教育機関(以下「教育事務所等」という。)の長の専決することができる事項以外の事項とする。

第七条 (略)

(副課長等の専決事項)

第八条 副課長(報道幹、学校管理幹、教育指導幹、総務幹、調整幹、主幹、管理主幹、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)及び教育事務所の副所長(支所長、室長、担当部長、主席管理主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、課長又は教育事務所長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 (略)

第九条 (略)

(専決の制限)

第十条 教育長は、教育長、副教育長、参事、部長、高校改革統括監、副

現行

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

第一条~第四条 (略)

(副教育長、部長、副部長等の専決事項)

第五条 副教育長の専決することができる事項は、教育長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 (略)

3 <u>副部長及び参事</u>の専決することができる事項は、部長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

(課長の専決事項)

第六条 課長(副参事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項 は、教育委員会の権限に属する事務(規則第二条第一項の規定により教 育長に委任した事務を除く。)のうち、第三条の規定により教育委員会 の会議の議決により決裁しなければならない事項、第四条の規定により 教育長の専決することができる事項、前条第二項の規定により部長の専 決することができる事項並びに次条の規定により教育事務所及び教育機 関(以下「教育事務所等」という。)の長の専決することができる事項 以外の事項とする。

第七条 (略)

(副課長等の専決事項)

第八条 副課長(報道幹、学校管理幹、学校評価幹、地域教育幹、教育指導幹、総務幹、調整幹、主幹、管理主幹、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)及び教育事務所の副所長(支所長、室長、担当部長、主席管理主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、課長又は教育事務所長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 (略)

第九条 (略)

(専決の制限)

第十条 教育長は、教育長、副教育長、部長、副部長、参事、課長、教育

<u>部長</u>、課長、教育事務所等の長、副課長又は教育事務所の副所長(以下「教育長等」という。)の専決することができる事項であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。

一~三 (略)

2 副教育長、参事、部長、高校改革統括監、副部長、課長、教育事務所 長、副課長又は教育事務所の副所長(以下「副教育長等」という。) は、自己の専決することができる事項であつても、事案について特に上 司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けな ければならない。この場合において、副教育長等は、あらかじめ当該事 案について速やかに上司に報告しなければならない。

第十一条 (略)

(代決)

- 第十二条 教育長の専決することができる事項に係る事案について、教育 長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従 い、これを代決することができる。
 - -・二 (略)
 - 三 主務部の副部長(<u>部の参事</u>の職務として指定された事項に係る事案 については、<u>部の参事</u>)

四 (略)

- 2 部長の専決することができる事項に係る事案について、部長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、次の各号に掲げる順序に従い、これを 代決することができる。
 - 一 副部長(<u>部の参事</u>の職務として指定された事項に係る事案について は、<u>部の参事</u>)
 - 二 (略)
- 3 (略)
- 4 副教育長、参事、高校改革統括監、副部長、副課長及び教育事務所の 副所長の専決することができる事項に係る事案について、これらの者が 不在のときは、これらの者の上司がこれを代決するものとする。

第十三条~第十六条 (略)

事務所等の長、副課長又は教育事務所の副所長(以下「教育長等」という。)の専決することができる事項であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。

一~三 (略)

2 副教育長、<u>部長、副部長、参事</u>、課長、教育事務所長、副課長又は教育事務所の副所長(以下「副教育長等」という。)は、自己の専決することができる事項であつても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。この場合において、副教育長等は、あらかじめ当該事案について速やかに上司に報告しなければならない。

第十一条 (略)

(代決)

- 第十二条 教育長の専決することができる事項に係る事案について、教育 長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従 い、これを代決することができる。
 - 一・二 (略)
 - 三 主務部の副部長(<u>参事</u>の職務として指定された事項に係る事案については、<u>参事</u>)

四 (略)

- 2 部長の専決することができる事項に係る事案について、部長が不在の ときは、次の各号に掲げる者が、次の各号に掲げる順序に従い、これを 代決することができる。
- ー 副部長(<u>参事</u>の職務として指定された事項に係る事案については、 <u>参事</u>)

二 (略)

3 (略)

4 副教育長、<u>副部長、参事</u>、副課長及び教育事務所の副所長の専決する ことができる事項に係る事案について、これらの者が不在のときは、こ れらの者の上司がこれを代決するものとする。

第十三条~第十六条 (略)

別表第一(第三条、第四条、第五条関係) 共通の決裁事項・専決事項

一 					
事務の	教育委員会決	教育長専決事	部長専決事項		
種類	裁事項	項			
一~八	(略)	(略)	(略)		
(略					
)					
<u>九 公</u>		教育公務員	1 教育公務員特		
<u>立学</u>		特例法(昭和	<u>例法第二十二条</u>		
<u>校の</u>		二十四年法律	の四第一項の規		
<u>校長</u>		<u>第一号)第二</u>	定に基づき、教		
<u>及び</u>		十二条の三第	<u>員研修計画を定</u>		
<u>教員</u>		一項の規定に	<u> </u>		
<u>の研</u>		<u>基づき、校長</u>	2 教育公務員特		
<u>修等</u>		<u>及び教員とし</u>	<u>例法第二十二条</u>		
<u>を行</u>		ての資質に関	<u>の五第一項の規</u>		
<u>うこ</u>		<u>する指標を定</u>	<u>定に基づき、研</u>		
<u>と。</u>		<u> めること。</u>	<u>修等に関する記</u>		
			<u>録を作成するこ</u>		
			<u>と。</u>		
<u> </u>	(略)				
(略					
)					
<u>+-</u>	(略)				
(略					
)					
<u> </u>	(略)		(略)		
(略					
)					
<u>+=</u>		(略)			
(略					
)					
<u>十四</u>	(略)	(略)	(略)		
(略					

別表第一(第三条、第四条、第五条関係) 共通の決裁事項・専決事項

事務の	教育委員会決	教育長専決事	部長専決事項
種類	裁事項	項	
一~八	(略)	(略)	(略)
(略			
)			
<u>(新</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>設)</u>			
<u>九</u>	(略)		
<u>/ </u>	(MD)		
)			
<u>±</u>	(略)		
(略			
)			
<u>+-</u>	(略)		(略)
(略			
)			
+=		(略)	
(略			
 	(吸)	(取)	(吸)
<u>T=</u> (略	(略)	(略)	(略)
["[1	l	

)			
<u> 十五</u>			(略)
(略			
)			
<u>十六</u> (略		(略)	(略)
(略			
)			
<u>十七</u> (略	(略)		(略)
(略			
)			
<u>十八</u>		(略)	
(略			
)			
<u>十九</u>		(略)	
(略			
)			

別表第二(第三条、第四条、第五条関係) 個別の決裁事項、専決事項

教育総務部

課名	事務の種類	教育委員会決 裁事項	教育長専決事 項	部長専決事項
	— (略)		(略)	(略)
総務	二教育委	1 (略) 2 副教育 長、 <u>参事、</u> <u>部長、高校</u>	1~11 (略) 12 副教育 長 <u>本局の</u>	1 ~ 7 (略) 8 <u>高校改革統括</u> <u>監、副部長、部</u> の参事、部付、
課	員	<u>改革統括</u>	<u>参事</u> 及び部	<u>課長、副参事</u> 、

+四			(略)
(略			
)			
<u>十五</u>		(略)	(略)
(略			
)			
<u> 十六</u>	(略)		(略)
(略			
)			
<u>十七</u>		(略)	
(略			
)			
<u>十八</u>		(略)	
(略			
)			

別表第二(第三条、第四条、第五条関係) 個別の決裁事項、専決事項

教育総務部

371				
課名	1 (1)	教育委員会決 裁事項	教育長専決事 項	部長専決事項
	— (略)		(略)	(略)
総 務 課	委	1 (略) 2 副教育 長、 <u>部長、</u> <u>副部長、参</u> 事、部付、	1~11 (略) 12 副教育長 及び部長の 休業、休業	1 ~ 7 (略) 8 <u>副部長、参</u> <u>事、部付、課</u> <u>長</u> 、教育事務所 長及び県立教育

会	<u>監、副部</u>	長の休業、	教育事務所長及	会		の期間の延	機関の長(次の
の	<u>長</u> 、部付、	休業の期間	び県立教育機関	の	事務所長及	長若しくは	9 及び10におい
事	課長、教育	の延長若し	の長(次の9及	事	び県立教育	部分休業を	て「課長等」と
務	事務所長及	くは部分休	び10において	務		承認し、又	いう。)の休
局	び県立教育	業を承認	「課長等」とい	局	(以下この	はそれらの	業、休業の期間
及	機関の長	し、又はそ	う。)の休業、	人		承認を取り	の延長若しくは
び	(以下この	れらの承認	休業の期間の延	び	「副教育長	消すこと。	部分休業を承認
県	項において	を取り消す	長若しくは部分	県		13 副教育長	し、又はそれら
立	「副教育長	こと。	休業を承認し、	立		及び部長の	の承認を取り消
教	等職員」と	13 副教育	又はそれらの承	教		育児短時間	すこと。
育	いう。)の	長 <u>、本局の</u>	認を取り消すこ	育		勤務若しく	
機	採用(任期	<u>参事</u> 及び部	と。	機	用及び任期	は育児短時	9~11 (略)
関	を定めた採	長の育児短	9~11 (略)	関	の更新を含	間勤務の期	
(用及び任期	時間勤務若		(む。)、転	間の延長を	
県	の更新を含	しくは育児		県		承認し、又	
立	む。)、転	短時間勤務		立		はそれらの	
学	任、派遣	の期間の延		学		承認を取り	
校	(派遣期間	長を承認		校		消すこと。	
を	の延長、派	し、又はそ		を		14 地方公務	
除	遣後の職務	れらの承認		除		員の育児休	
<	復帰及び退	を取り消す		<	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	業等に関す	
o	職派遣者の	こと。		•	み、外国の	る法律(平	
以	採用を含	14 地方公務		以		成三年法律	
下	み、外国の	員の育児休		下		第百十号。	
こ	地方公共団	業等に関す		=		以下「育児	
の	体の機関等	る法律(平		の	- 1117 - 1	休業法」と	
項	に派遣され	成三年法律		項		いう。) 第	
に	る職員の処	第百十号。		I		十七条の規	
お	遇等に関す	以下「育児		お		定に基づ	
l l	る条例(昭	休業法」と		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	3	き、副教育	
て	和六十三年	いう。)第		T		長及び部長	
同	埼玉県条例	十七条の規		同		の育児短時	
じ	第一号。以	定に基づ		ししい		間勤務の承	
	下「外国等	き、副教育			という。)	認が失効し	

) 派達	条例」 長 <u>、本局の</u>	\ I.	こ基づくも	た場合等に	– 1
	技 <u>本局の</u> う。)	-	Dを除	た場合寺に おける育児	
	<u> </u>		のを除 (。)、辞	短時間勤務	
職 に参			、。)、 砰	短時间動物 の例による	
			w寺(以下 この項にお	短時間勤務	
)、辞 承認が失効 ・(以下 した場合等	-	-の頃にの	を行わせる	
	項にお における育		手」とい	を13176の こと。	
	「任免」とは一個にある。		f」とい う。)を決	د د ه	
	といろの例により		フ。 アセバー Eするこ		
)を決る短時間勤		L.		
にったす		はに	-0		
お と。	ること。	お			
11 3~8			~ 8		
て、一、			(略)		
		r ,	(-4)		
職		職			
		員			
		J			
اع ا		٤			
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		L١			
		う			
0		0			
)			
の		の			
任		任			
免		免			
~ -		そ			
の		の			
他		他			
		の			
		人			
事		事			
<u>を</u>		を			
行		行			

	うこと。		
	三・四(略)	(略)	(略)
略)	(略)		(略)
県立	学校部		

課名	事務の種類	教育委員会決 裁事項	教育長専決事 項	部長専決事項
		1 ~ 8	1 ~ 8	1・2 (略)
	県	(略)	(略)	3 定年制条例第
	立		9 職員の定	<u>九条第四項の規</u>
ь	学		年等に関す	定に基づき、異
県	校		る条例(昭	動期間が延長さ
立 学	職		<u>和五十九年</u>	れた管理監督職
校	員		<u>埼玉県条例</u>	<u>を占める副校長</u>
人	`		<u>第四号。以</u>	<u>及び教頭につい</u>
事	市		下「定年制	て、当該異動期
課	囲丁		条例」とい	間を更に延長す
亦	村		<u>う。) 第九</u>	<u>ることについ</u>
	立		条第四項の	て、人事委員会
	学		規定に基づ	<u>の承認を得るこ</u>
	校		き、異動期	<u>ك</u> 。

	うこと		
	0		
	Ξ	(略)	(略)
	•		
	四		
	(
	略		
)		
(((略)
略	略		
))		

県立学校部

課 名		教育委員会決 裁事項	教育長専決事 項	部長専決事項
県立学校人事課	市	1~8 (略)	1~8 (略) <u>(新設)</u>	1·2 (略) <u>(新設)</u>

職	間が延長さ	4 定年制条例第	職		<u>(新設)</u>
員	<u>れた管理監</u>	十条の規定に基	員		
給	督職を占め	づき、定年制条	給		
与	<u>る校長につ</u>	<u>例第九条第三項</u>	与		
負	<u>いて、当該</u>	<u>若しくは第四項</u>	負		
担	異動期間を	の規定により異	担		
法	更に延長す	動期間を延長す	法		
	<u>ることにつ</u>	<u>る場合又は同条</u>	(
昭	<u>いて、人事</u>	<u>第三項の規定に</u>	昭		
和	<u>委員会の承</u>	<u>より他の管理監</u>	和		
	<u>認を得るこ</u>	<u>督職に降任等を</u>			
+	<u>と。</u>	<u>する場合に、そ</u>	+		
=	<u>10 定年制条</u>	<u>れぞれ当該副校</u>		<u>(新設)</u>	
年 年	例第十条の	<u>長及び当該教頭</u>	年		
法	<u>規定に基づ</u>	<u>の同意を得るこ</u>	法		
律	<u>き、定年制</u>	<u>と。</u>	律		
第	条例第九条	<u>5</u> ~ <u>13</u> (略)	第		<u>3</u> ~ <u>11</u> (略)
百	<u>第三項若し</u>		百		
=	<u>くは第四項</u>		<u>=</u> +		
+	<u>の規定によ</u>				
五	り異動期間		五		
号	<u>を延長する</u>		号		
•	<u>場合又は同</u>		0		
以	条第三項の		以		
下	<u>規定により</u>		下		
	<u>他の管理監</u>		Г		
負	督職に降任		負		
担	<u>等をする場</u>		担		
法	<u>合に、それ</u>		法		
•	<u>ぞれ当該校</u>		ı ı		
	長の同意を		ا ح		
L1	<u>得ること。</u>		l l		
う	<u>11</u> (略)		う	<u>9</u> (略)	
•			0		

第		
第	第	
定		
条 に 規 定 す る	条 に 規 定 す る	
Treb	Track	
	職	
職	職員	
のうち特別支援学校		
	5	
 1 5	 1 5	
支	支	
援	うち特別支援学校	
学		
	校	
Treb	Treb	
	職員	
の 職 員 及 び	び	
自自自自	自自自自	
12	12	
	第 第	
=	=	
負担法第二条に規定	及 び 負 担 法 第 二 条	
-		
10		
%	規定	
正	疋	

する		する		
		る		
┃ ┃		職		
職員員		職員		
		(
		D)		
		\(\frac{\sigma}{\tau}\)		
		-		
以 下 こ の		以 下 こ の		
項		項		
		块 		
		[C		
お		お		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		<u> </u>		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		て 「		
職員員		職員		
		員		
ц		ı		
		ح		
L1		(1)		
		りう		
		•		
)		
		の		
		任		
任 免 そ の		任 免 そ		
7		そ		
		Ø l		
他		他		
		の		
		X		
		文 重		
事 を 行		事 を 行		
%=		·ط ج		
17		17		

	うこと。		12 員二一に職諭及講るし等指切認と教特十項基員、び師。てに導で定。育例五のづ(助常に)、対があす公法条規き教教勤限に児す不るる務第第定、 諭の 対童る適とこ	
			<u>13</u> (略)	
			(略)	(略)
	· 三 (略			
	(略			
)			
(略	(略	(略)		
))			

	う			
	うこと			
	٢			
	0		 10 教育公務	
			<u>10</u>	
			<u>(昭和二十</u>	
			<u>(</u>	
			一号)第二	
			<u>5</u> 55 十五条第一	
			項の規定に	
			リロスタングラス 現の元をに 基づき、職	
			奉りさ、職 員(教諭、	
			貝(教諭、 助教諭及び	
			常勤の講師	
			に限る。)	
			に対して、	
			児童等に対	
			する指導が	
			不適切であ	
			ると認定す	
			ること。	
			11 (略)	, m/s
			(略)	(略)
	•			
	Ξ (
	(
	略			
)			
(((略)		
略				
))			

市町村	支援部	报			ī	5 <u>町村</u>	支援部			
課名	事務の種類	教育委員会決 裁事項	教育長専決事 項	部長専決事項		課名		教育委員会決 裁事項	教育長専決事 項	部長専決事項
小中学校人事課	《一 負担法第一条に規定する職員(特別支援学校職員を除く。以	1~9 (略)	1 8 例四に異延管を長て動にこて員をと、例規き条第くのり7略定第項基動長理占に、期延と、会得。定第定、例三は規異)年九のづ期さ監めつ当間長に人のる 年十に定第項第定動制条規き間れ督るい該をすつ事承こ 制条基年九若四に期条第定、がた職校 異更るい委認 条のづ制条し項よ間	13 九定動れを及て間るてのと 十づ例若の動る第よ督すれ長く定条に期た占び、をこ、承。定条き第し規期場三り職るぞ及の年第基間管め教当更と人認 年の、九く定間合項他に場れび、各項を延監副に異延つ委得 条定年第第よ延は規管任に該該略条項を延監副に異延つ委得 条定年第第よ延は規管任に該該の第規異さ職長い期す 会こ 第基条項項異す条に監をそ校頭第規異さ職長い期す 会こ 第基条項項異す条に監をそ校頭		小中学校人事課	負担法第一条に規定する職員(特別	1~9 (略)	1~7 (新設)	1·2 (略) <u>(新設)</u>

下この項において同じ。)の任免その他の人事を行うこと。	を場合の 場合の を を を は 可 の の の の の の る で に れ の る る で に れ の る る で り り り り り り り り り り り り り り り り り	<u>の同意を得ること。</u> <u>と。</u> <u>5~12</u> (略)	下この項において同じ。)の任免その他の人事を行うこと。		<u>8~10</u> (略)	<u>3</u> ~10 (略)
二 (略) ~ 四 (略)	(略)	(略)	二 四 (略)	(略)	(略)	(略)
((略)	(略)	(略)	((略)	(略)	(略)

略	略			
))			
	- - - (略)	(略)	(略)	(略) 1 博物館法(昭
文化資源課	博物館の登録等を行うこと。		(略)	日本の 一和第号にと三定物定条に者と 規博取博にと 第基に移 一部六八下で。一づ登法項き知 十基のしのす 三の、する 一部六八下で。一づ登法項き知 十基のしのす 三の、する 一はおりりです。 一定物施の、 一方登録第の、 すりででは、 一方ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

略	略			
))			
	(略)	(略)	(略)	(略)
文化資源課	三博物館の登録等を行うこ		1 • 2 (略)	1 博物館 和二年 第十八十二の においる。 にいう。 にいう。 はいう。 はいう。 はいう。 はいがった。 はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいがった。 はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいからの はいから。 はいからい はいがらい はいがら
	۰			2 法第十四条の規定に基づき、博物館の登録を取り消し、設置の設置を取り消しの設置を可能の設置を必要を表する。 3 博物館法施行規則(昭和三十年文第二十四号。以下の項において

		と。
		4 <u>法第三十一条</u>
		第二項の規定に
		基づき、博物館 に相当する施設
		の指定を取り消
		すこと。
四	1 • 2	
((略)	
略		
)		

別表第三(第七条関係) 共通の専決事項

事務の	専決事項
種類	
_	(略)
(略	
)	
二教	1 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律
育事	第五十七号。以下この項において「法」とい
務所	う。)第六十八条第二項の規定に基づき、通知す
等が	<u>ること。</u>
保有	2 法第七十条の規定に基づき、措置要求をするこ
する	<u>ك.</u>
個人	
情報	3 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をする
の開	<u>こと。</u>
示等	
を行	

			「施行規則」と いう。)第十九 名の規定を はいの規定を はいるの はいでは を はいでは がいる。 がの がいる。 がの がいる。 がの がいる。 はいで がいる。 はいで がいる。 はいで がいる。 はいで がいる。 はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで はいで
四		1 • 2	
	((略)	
	略		
)		

別表第三(第七条関係) 共通の専決事項

/\Juse	7· 子八字· 只
事務の	専決事項
種類	
_	(略)
(略	
)	
二教	1 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条
育事	例第六十五号。以下この項において「条例」とい
務所	う。)第十二条第一項の規定に基づき、措置要求
等が	<u>をすること。</u>
保有	2 条例第十三条第一項又は第三項の規定に基づ
する	き、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知
個人	<u>をすること。</u>
情報	3 条例第十五条第一項の規定に基づく開示請求を
の開	
示等	
を行	

うこ と。

- 4 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を 受理すること。
- 5 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求 書の補正を求めること。
- 6 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人 情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及 び通知すること。
- 7 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人 情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知 すること。
- 8 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 9 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 10 法第八十六条第三項(法第百七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、通知すること。
- 11 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 12 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 13 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 14 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 15 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 16 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をし

うこと。

- 4 条例第十六条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 5 条例第二十一条第一項の規定に基づき、保有個 人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、 及び通知すること。
- 6 条例第二十一条第二項の規定に基づき、保有個 人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通 知すること。
- 7 条例第二十二条第二項の規定に基づき、期間を 延長し、及び通知すること。
- 8 条例第二十二条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 9 条例第二十三条第一項の規定に基づき、事案を 移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移 送を受けること。
- 10 条例第二十四条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 11 条例第二十四条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 12 条例第二十五条第一項又は第二項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 13 条例第二十五条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 14 条例第二十六条第一項の規定に基づく開示請求 を受理し、及び同条第三項の規定に基づき、開示 すること。
- 15 条例第二十九条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 16 条例第三十条第三項の規定に基づき、訂正請求

- ない旨の決定をし、及び通知すること。
- 17 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 18 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 19 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 20 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 22 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止 請求書の補正を求めること。
- 23 法第百一条第一項の規定に基づき、利用停止を する旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第百一条第二項の規定に基づき、利用停止を しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 25 法第百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 26 法第百三条の規定に基づき、通知すること。
- 27 法第百五条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 28 法第百九条第一項の規定に基づき、行政機関等 匿名加工情報を作成すること。
- 29 法第百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 30 法第百十四条第一項の規定に基づき、審査すること。
- 31 法第百十四条第二項の規定に基づき、通知すること。

書の補正を求めること。

- 17 条例第三十二条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 18 条例第三十二条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 19 条例第三十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 20 条例第三十三条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 21 条例第三十四条第一項の規定に基づき、事案を 移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移 送を受けること。
- <u>22 条例第三十五条の規定に基づき、通知するこ</u> と。
- 23 条例第三十六条第一項の規定に基づく利用停止 請求を受理すること。
- 24 条例第三十七条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
- 25 条例第三十九条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 26 条例第三十九条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 27 条例第四十条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 28 条例第四十条第三項の規定に基づき、通知する こと。
- 29 条例第四十二条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 30 条例第六十一条の規定に基づき、開示請求等を しようとする者に対する情報の提供等の措置を講 ずること。

- 32 法第百十四条第三項の規定に基づき、通知する こと。 33 法第百十五条の規定に基づき、行政機関等匿名 加工情報の利用に関する契約を締結すること。 34 法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受け ること。 35 法第百十八条第二項の規定に基づき、審査等す
- ること。 36 法第百二十七条の規定に基づき、開示請求等を
- 36 法第白二十七条の規定に基つき、開示請求等を しようとする者に対する情報の提供等の措置を講 ずること。
- 37 法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 38 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年埼玉県条例第五十号。以下この項において「条例」という。)第五条第一項又は第三項の規定に基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をすること。
- 39 条例第七条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 40 条例第八条の規定に基づき、通知すること。

別表第四 (略)

別表第四 (略)

訓令 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

教育委員会訓令第三号) 埼玉県教育委員会の権限に属する事務 の一部を次のように改正する。 の決裁に関する 規程 昭和 六十 年埼玉 県

部長及び参事」 第五条第一項中「副教育長」の下に を「高校改革統括監、 「及び本局の参事」を加え、 副部長及び部の参事」に改 いめる。 同条第三項 中 副

第八条第一項 第六条中 _ 0 中 以下」の下に「第八条、 学校評価幹、 地域教育幹」 第十条及び第十二条におい を削る。 7 を 加 える。

改める 第十条中 部長、 副部長、 参事」 を「参事、 部長、 高校改革統括監 副 部長」 に

第四項中 第十二条第一項第三号及び第二項第一 副 部長、 参事」 を 「参**事**、 高校改革 号中 参事」 -統括監、 を 副部長」 部 の 参 事 に 改 め に 改 同 条

げ、 別表第一 第八 .号の次に次の一号を加える。 中第十八号を第十九号と Ų 第九号から第十七号までを一号ずつ 繰 万下

٤.		
録を作成するこ		
修等に関する記		
定に基づき、研	こと。	
の五第一項の規	る指標を定める	
例法第二十二条	ての資質に関す	
2 教育公務員特	長及び教員とし	
めること。	定に基づき、校	
員研修計画を定	の三第一項の規	
定に基づき、教	号)第二十二条	٤
の四第一項の規	四年法律第一	修等を行うこ
例法第二十二条	例法(昭和二十	長及び教員の研
1 教育公務員特	教育公務員特	九 公立学校の校

決事項 号部長専決事 副 部長、 別表第二教育総務部の の 参事 欄 参 事 」 12 から14 項 部付、 の を「参事、 欄 まで 課長、 中 表総務課の項第二号教育委員会決裁 「副部長、 の規定中 部長、 副参事」 高校改革統括監、 「副教育長」 参事、 に改める。 部付、 の 課長 下に 副部長」 を 本局の参事」を加え、 「高校改革統括監、 に改め、 事項の 同号教育長 2 中 部長 副 同 部 車

別 表第二県立学校部の 表県立学校 人事課 の項第一号教育長専決事 項 の 欄中 11 を

9 を 13 ح 11 とし、 同欄 8 10 の次に 中 (昭和二十四年法律第一 次 のように 加える。 号) を削 ij 同 中 10 を 12 لح

- 委員会の承認を得ること。 督職を占める校長について、 条例」という。 職員の定年等に関する条例 第九条第四項の規定に基づき、 当該異動期間を更に (昭和五十九年埼玉県条例第四号。 異動期 延長することについ 間が延長され 以下 ζ た管理監 「定年制
- 10 督職に降任等をする場合に、 の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若し それぞれ当該校長の同意を得ること は の管理監 第四

とし、 別表第二県立学校部 3から10までを5から12までとし、 の 表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の 2の次に次のように加える。 11 を 13

- を占める 人事委員会の承認を得ること。 定年制 条例第九条第四項の規定に基づき、 副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについ 異動期間が 延長さ れ た管理 監督 て
- 4 の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の 定年制 降任等をする場合に、 条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若し それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得るこ くは 管理監 2第四項

12 とし、 別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決 を11とし、 8を10とし、 7 の次に次のように加える 事 項 の 中 10 を

- 会の承認を得ること。 を占める 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、 校長につ いて、 当該異動 期間を更に延長することにつ 異動期間が延長された管理監 l١ ζ 委員
- 9 督職に降任等をする場合に、 の規定に 定年制条例第十条の規定に基づき、 より異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により それぞれ当該校長の同意を得ること 定年制条例第九条第三項若し 他 < は の 管 应 理 監 頂

12 ح 別表第二市町村支援部 から9までを5から11までとし、 の表小中学校人事課の項第一号部長専決事項の 2の次に次のように加える 10 を

- 3 人事委員会の承認を得ること。 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、 副校長及び教頭につい て、当該異動期間を更に延長することについ 異動期間が延長された管理監督
- り規定に 定年 に 任等をす IJ 第十条 動 期 る場合に、 間 の 規定に基づき、 を延長する場合又は そ れぞれ当該 定年 副 同条第三項 制条例第九条第三項若し 校長及び 当該教頭 の規定に の ょ 同 IJ 意を得るこ の は

4

ځ

という。 館法施行規則 に基づき」を を「第十三条第 表第二市 を「法第三十一条第二項」に改める。 第十九条」を 加え、 町 (昭和三十 村支援部 同欄 項 2 の 年文部省令第二十四号。 「法第三十一条第一項」 に改め、 表文化 中 「第十四条」 資源課 「決定し」 の を 項第三号部長 「第十九条」 の下に 以下この に 改 め 専 に改め、 法第十 決事 同 項 にお 項 4 四条第二項 中 しし の 同 欄 3 て 施 行規 施行規則 中 第十二 烈第二 「博物 の規定

表第三第二号専決事項の欄を次 のように改 める。

- ځ にお 個 ١J 人情報の て 法 保 護 という。) に関する法律 第六十八条第二項 (平成十五年法律第五十七号。 の規定に基づき、 通 以 知す 下 こ の 項
- 2 法第七十条 の規定に 基づき、 措置要求をするこ
- 3 法第七十二条 の規定に基づき、 措置要求をすること。
- 4 法第七十六 条第一項 の規定に基づく開示請求を受理すること
- 5 法第七十七条第三項の規定に基づき、 開示請 家書の 補正を求めること
- 6 示する旨の決定を 法第八十二条第一項の規定に基づき、 及び通知すること。 保 有個 人情 報 の 全部又は — 部を 開
- 7 旨の決定をし 法第八十二条第二項の規定に基づき、 及び通知すること。 保有個· 1人情報 の 全部 を 開 示 な L١
- 8 通知し 法第八十五条第一項 又は事 案 の 移送を受けること。 の規定に基づ き 事 案を移送し、 及 び 開 示 請求
- 9 受理すること。 法第 八十六条 第 項又は第二項の 規定に 基づ ₹ 通 知 L 及 び 意見書
- 10 の 法第 規定に基づき、 八十六条第三項 通知すること。 (法第百七条第一 項 にお ١J て準用する場合を含む。
- 13 12 11 法第 八十七条第一項の規定に基づき、 保有個人情報を開示すること
 - 法第 八十七条第三項の規定に基づく 申出を受理 すること。
- 法第 九十条第一項の 規 定に基づく 訂正請求を受理すること。
- 15 14 法第九十三条第一 九十一条第三項の 項 の 規定に基づき、 規定に基づき、 訂正をする旨の決定を 訂正請求書の 補正を求めること。 Ų 及び
- すること
- 16 知すること 法第 九十三条第二項 の 規 定に 基づき、 訂 正を な L١ 旨 の 決定を

及び

- 19 18 17 法第 九十四条第二項 の規定に基づき、 期間を延長 Ų 及び通知すること。
 - 法 第 九十五条 の 規定に 基づき、 通 知 す ること。
- 通知し、 法第 九十六条第一 又は事案の移送を受けること。 項の 規定に基づき、 事案を移送 Ų 及び 訂正請求者に
- 法第 九十 七条の規定に基づき、 通知すること。
- 21 20 法第 九十 八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること
- 22 法 第九十九 条第三項の 規定に基づき、 利用停止 請求書の 補正を求めるこ
- حے
- 23 通知すること。 法第 百一 条第 項 の規定に基づ ₹ 利用停止 をする旨の 決定をし、 及び
- 24 び 通知すること 法第百一 条第二 項 の規定に基づ ₹ 利用 停止 を し な L١ 旨 の 決定を 及
- 25 法第 百二条第二項 の規定に基づき、 期間を延長 し 及 び 通 知 すること。
- 法第百三条の規定に基づき、 通知す ること。
- 27 26 法第百五条第二項 の規定に基づき、 諮問をし た旨を通知すること。
- 28 法第百九条第一 項 の規定に基づき、 行政機関等匿名加工情報を作成する
- 29 法第百十二条第一 項 の 規定に基づく提案を受けること。
- 30 法第百十四条第 項 の 規定に基づき、 審査すること。
- 32 31 法第百十四条第三項 法第百十四条第二項 **ത** 規定に基づき、 基づき、 通知すること。

ത

規定に

通知すること。

33 法第百十五条 の 対規定に 基づき、 行政機 関等匿名加工情 報 の 利 用 に す

る

- 契約を締結すること。
- 34 法第 百十 八条第一 項 の 規定に基づ < 提案を受けること。
- 35 法第百十 八条第二項の規定に基づき、 審査等すること。
- 36 報の提供等の 法第百二十七条の規定に基づき、 措置を講ずること。 開 示 請求等を しようとする 者に対 す
- 37 法第百二十八条の規定に基づき、 苦情処理をすること
- 38 個人情報 項にお の保 護に L١ て 関する法律施行条例 「条例」と いう。) 第五条第一項又は第三項 (令和四年埼玉県条例第五十号。 の規定に
- 基づき 人情報フ ア 1 ル の保 有等に関する事前通知をすること
- 八 条 ഗ 規 定 に 基 ゔ き 通 知 す る こと

40 39

第

七条第二項

の

規定

に 基

ー づ き、

期間を延長

及び

通知すること。